

府食第780号  
令和2年12月8日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋  
(公印省略)

### 食品健康影響評価の結果の通知について

平成24年2月22日付け厚生労働省発食安0222第2号をもって厚生労働大臣から当委員会に意見を求められたイソメタミジウムに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

#### 記

イソメタミジウムの現行のリスク管理における体重（1kg）当たり及び1日当たりの推定摂取量は、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）のADIの値を超えないことから、「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定）の3の（1）に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

別添

# 動物用医薬品評価書

## イソメタミジウム

2020年12月

食品安全委員会

## 目次

	頁
○ 審議の経緯 .....	2
○ 食品安全委員会委員名簿 .....	2
○ 食品安全委員会動物用医薬品専門委員名簿.....	2
I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見 .....	3
1. 一般名及び構造 .....	3
2. 用途.....	3
3. 使用目的 .....	3
4. 海外評価状況 .....	3
II. 食品健康影響評価 .....	3
表 1 海外評価状況.....	5
• 別紙 : 検査値等略称.....	6
• 参照.....	7

### 〈審議の経緯〉

2012年 2月 24日 厚生労働大臣から残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安0222第2号）、関係資料の接受  
2012年 3月 1日 第421回食品安全委員会（要請事項説明）  
2020年 9月 14日 第236回動物用医薬品専門調査会  
2020年 10月 20日 第794回食品安全委員会（報告）  
2020年 10月 21日から 11月19日まで 国民からの意見・情報の募集  
2020年 12月 2日 動物用医薬品専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告  
2020年 12月 8日 第799回食品安全委員会  
(同日付で厚生労働大臣に通知)

### 〈食品安全委員会委員名簿〉

(2018年7月1日から)

佐藤 洋（委員長\*）  
山本 茂貴（委員長代理\*）  
川西 徹  
吉田 緑  
香西 みどり  
堀口 逸子  
吉田 充

\* : 2018年7月2日から

### 〈食品安全委員会動物用医薬品専門委員名簿〉

(2020年4月1日から)

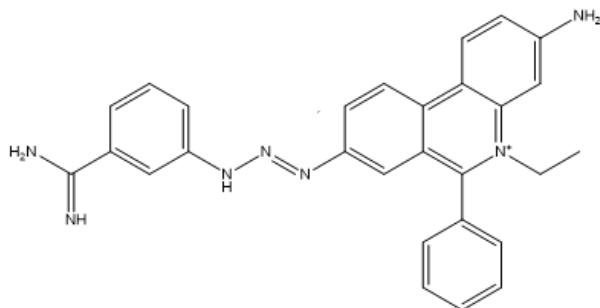
青山 博昭（座長）	島田 章則	寺岡 宏樹
小川久美子（座長代理）	島田 美樹	能美 健彦
青木 博史	下地 善弘	中西 剛
石川さと子	須永 藤子	宮田 昌明
石塚真由美	辻 尚利	山本 昌美

## I. 有効成分の概要及び安全性に関する知見

### 1. 一般名及び構造

一般名：イソメタミジウム

<構造>



### 2. 用途

動物用医薬品

### 3. 使用目的

寄生虫駆除剤

### 4. 海外評価状況

表1 参照

## II. 食品健康影響評価

食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制の導入に際して、現行の食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の項及びD 各条の項において残留基準（参照1）が設定されているイソメタミジウムについて、食品健康影響評価を実施した。

具体的な評価は、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日食品安全委員会決定）の2の(2)の①の「その他の方法」として、動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会において定めた「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。以下「評価の考え方」という。）に基づき、厚生労働省から提出された資料（参照2）を用いて行った。

提出された資料によると、イソメタミジウムのADIは、JECFAにより0.1 mg/kg 体重/日と設定されている（参照3）。また、現行のリスク管理における体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、最大と試算された幼小児（1～6歳）で0.0021 mg/kg 体重/日<sup>1</sup>（参照4）と算定されている。

したがって、本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該JECFAのADIの値を超えないことから、イソメタミジウムは、評価の考え方の3の(1)に該

<sup>1</sup> 平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書をもとにしたTMDI（Theoretical Maximum Daily Intake：理論最大1日摂取量）による。

当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

表1 海外評価状況

評価機関 (評価年)	ADI (mg/kg 体重/日)	POD 等
JECFA (1992)	0.1	13週間亜急性毒性試験（ラット）： NOAEL=50 mg/kg 体重/日 安全係数：500（最低用量で薬理学的影響が見られたこと及び利用可能なデータが限られていたことによる） (参照3)

<別紙：検査値等略称>

略称等	名称
ADI	許容一日摂取量 : Acceptable Daily Intake
JECFA	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 : Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives
NOAEL	無毒性量 : No-Observed-Adverse-Effect Level
POD	Point of Departure

<参照>

1. 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日付、厚生省告示第370号）
2. 厚生労働省：イソメタミジウムに関する資料
3. JECFA : FNP 41-5- JECFA isometamidium
4. 厚生労働省：イソメタミジウムの推定摂取量（令和2年8月19日付け）